

平成28年4月版医科診療行為マスター登録内容の一部変更（H28.6.13現在）

区分番号	診療行為コード	省略漢字名称	変更区分	変更箇所	変更後	変更前	備考
A243-00	190191810	後発医薬品使用体制加算1	5	DPC適用区分	0	1	「疑義解釈資料の送付について（その1）」（平成28年3月31日事務連絡）に基づき変更
A243-00	190191910	後発医薬品使用体制加算2	5	DPC適用区分	0	1	”
A243-00	190192010	後発医薬品使用体制加算3	5	DPC適用区分	0	1	”
D222-00	160073910	経皮的血液ガス分圧	5	後期高齢者医療適用区分	0	1	訂正（後期高齢者医療適用区分の設定誤りのため）
				上限年齢	00	AA	訂正（上限年齢の設定誤りのため）
D222-00	160102910	経皮的血液ガス分圧（5時間超）	5	後期高齢者医療適用区分	0	1	訂正（後期高齢者医療適用区分の設定誤りのため）
				上限年齢	00	AA	訂正（上限年齢の設定誤りのため）
I002-00	180049130	通院精神療法（初診時精神保健指定医等・3種類以上抗うつ薬等減算）	3		新設		【平成28年7月診療分から適用】厚生労働省告示第52号に基づき新設
I002-00	180049230	通院精神療法（3種類以上抗うつ薬等減算）（30分以上）	3		新設		”
I002-00	180049330	通院精神療法（3種類以上抗うつ薬等減算）（30分未満）	3		新設		”
I002-00	180049430	在宅精神療法（初診時精神保健指定医等・3種類以上抗うつ薬等減算）	3		新設		”
I002-00	180049530	在宅精神療法（3種類以上抗うつ薬等減算）（60分以上）	3		新設		”
I002-00	180049630	在宅精神療法（3種類以上抗うつ薬等減算）（30分以上）	3		新設		”
I002-00	180049730	在宅精神療法（3種類以上抗うつ薬等減算）（30分未満）	3		新設		”
I002-00	180049830	家族通院精神療法（3種類以上抗うつ薬等減算）（30分以上）	3		新設		”

※備考に適用年月の記載がないものは、平成28年4月診療分から適用

区分番号	診療行為コード	省略漢字名称	変更区分	変更箇所	変更後	変更前	備考
I002-00	180049930	家族通院精神療法（3種類以上抗うつ薬等減算）（30分未満）	3		新設		【平成28年7月診療分から適用】 厚生労働省告示第52号に基づき新設
I002-00	180050030	家族在宅精神療法（3種類以上抗うつ薬等減算）（30分以上）	3		新設		”
I002-00	180050130	家族在宅精神療法（3種類以上抗うつ薬等減算）（30分未満）	3		新設		”
I002-02	180050230	精神科継続外来支援・指導料（3種類以上抗うつ薬等減算・注2除く）	3		新設		”

※備考に適用年月の記載がないものは、平成28年4月診療分から適用